

答申第15号

答 申

1 審査会の結論

平成24年2月13日付け（同年2月15日受付）で異議申立人が津市（以下「実施機関」という。）に対して行った「平成18年1月1日津市合併時点から平成19年3月31日退職までの間に関する資料として、①平成18年1月1日の請求者本人の給与格付け根拠、②平成18年10月1日の請求者本人の給与格付け根拠、③平成18年1月1日私だけと思われる16号の降給根拠、④平成18年10月1日私だけと思われる3号の降給根拠、⑤平成18年10月1日19号の降給以外に約27,000円の給与減額（降給又は減給等）の根拠」（以下「本件対象文書」という。）に係る自己情報開示請求につき、実施機関が平成24年2月28日付けで行った「自己情報不開示決定」（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

平成24年4月25日付け（同年4月26日受付）で異議申立人が、津市個人情報保護条例（平成18年津市条例第24号。以下「条例」という。）に基づき行った本件対象文書に係る自己情報開示請求に対し、本件決定の取消しを求め、全面開示を求めるというにある。

3 異議申立ての理由

異議申立ての主たる理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 開示請求事項の④についてのみ、開示をしない理由の記載があるが、降給しているにも関わらず、「降給根拠が存在しないため」とあるのは違法である。
- (2) その他の開示請求事項の4項目についても、違法な不開示であり、不開示の合法的な理由もない。

4 実施機関の不開示理由説明

異議申立人の自己情報開示請求書内容のうち④については、実施機関では作成し、及び取得しておらず、存在しないことから不開示と決定したものである。

なお、請求内容①については、「平成22年4月6日付け津市指令人第17-1号」及び「同年5月20日付け津市指令人303号」により開示決定済みのため同決定資料である「一般職に属する職員の給与調整に係る方針について」、「新市における一般職に属する職員の給与調整に係る格付け額（号給）等について（伺い）（平成17年12月27日決裁）のうち該当部分」、「人事記録」、「市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）」、「津市職員の給与に関する条例（抜粋）」、「合併協定書（抜粋）」、「原義書（抜粋）」及び「給与格付けの経緯（抜粋）」を提供したものである。

請求内容②については、「津市職員の給与に関する条例（平成18年津市条例第42号）（抜粋）」を資料提供したものである。

請求内容③については、「平成22年4月6日付け津市指令人第17-2号」により不開示決定済みと通知したものである。

請求内容⑤については、「津市職員の給与に関する条例（平成18年1月1日時点）」の「別表第1行政職給料表（第7条関係）」及び「同条例（平成18年10月1日時点）」の「別表第1行政職給料表（第7条関係）」を資料提供したものである。

5 不開示理由説明書に対する異議申立人の意見の概要

(1) 給与格付け根拠や降給の根拠を示さなければならないことは、地方公務員法や労働基準法の条項及び個人情報保護に関する法律第25条及び津市個人情報保護条例第16条及び行政不服審査法にも規定されているにも係らず、法律に違反し開示しないため。

(2) 開示すべき自己の給与格付けや19号降給の根拠等、自己情報にも係らず、開示を行わず、なおかつ津市個人情報保護条例第23条に違反し不開示の理由について、請求しても示さないことは遺憾である。

6 審査会の判断

本件異議申立てにおいて、異議申立人及び実施機関は、本件対象文書の存在について以前から争っている。

今回の請求内容のうち、①「平成18年1月1日の請求者本人の給与格付け根拠」及び③「平成18年1月1日私だけと思われる16号の降給根拠」については、平成22年7月23日開催の第12回当審査会において双方の意見陳述を受けて審議がなされ、平成22年9月10日付けで答申を行っており、この答申第11号を踏襲して実施機関の行った本件決定は妥当であると判断する。

なお、今回新たに異議申立人からは、請求内容④「平成18年10月1日私だけと思われる3号の降給根拠」の開示請求があり、それに対して実施機関は、全国的に給与制度の大きな改革があり、国の新給料表に準じて津市も全職員を対象として一律に、それまでの給与体系を新たな給与体系に置き換えたもので、降給といった分限処分は行われておらず、よって異議申立人が求める根拠文書は存在しないとのことであった。

また、異議申立人が主張している請求内容⑤「平成18年10月1日19号の降給以外に約27,000円の給与減額（降給又は減給等）の根拠」にあたるものは、給与体系の置き換えと同様のものである。

請求内容②「平成18年10月1日の請求者本人の給与格付け根拠」については、「津市職員の給与に関する条例」の資料提供を実施機関は行っている。

上記の事情から、前回の答申と同じく既に開示された文書のほかに、異議申立人の給与の格付けに係る自己情報を記した文書の存在を示唆するものは見出せず、本審査会としては実施機関の行った本件決定は妥当であると判断する。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

7 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成24年 6月 1日	諮問書の受付
平成24年 7月 24日	諮問案件の審議並びに異議申立人及び実施機関からの 口頭意見陳述
平成24年 9月 12日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	橋 本 陽 子
委 員	白 石 友 行
委 員	若 林 たけ子